

平成30年第2回（追加）

瑞浪市議会定例会議案

平成30年6月12日

目 次

議第 4 9 号	瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第 5 0 号	瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	3
議第 5 1 号	工事請負契約の締結について	5

議第 4 9 号

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 2 8 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名中「瑞浪市固定資産税の」の次に「課税免除及び」を加える。

第 1 条中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「税率の特例」を「課税免除及び不均一課税」に改める。

第 2 条の見出し中「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を加え、同条第 1 項中「固定資産税の税率は、瑞浪市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 3 号）第 6 3 条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする」を「固定資産税は、法第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業について、第 1 年度から第 3 年度まで課税免除とし、法第 1 7 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 3 号）第 6 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

（ 1 ） 第 1 年度 1 0 0 分の 0

(2) 第 2 年度 1 0 0 分の 0 . 4 6 7

(3) 第 3 年度 1 0 0 分の 0 . 9 3 3

第 4 条中「当該不均一課税に係る申請書」を「当該申請書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う課税免除及び不均一課税について適用し、同日前に行われた申請に係る不均一課税については、なお従前の例による。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例 (平成 2 5 年条例第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例」を「瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。

議第 5 0 号

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する
条例

瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例（平成 1 2 年条例第 5
5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号に次のように加える。

オ 宿泊業 旅館業及びホテル業に係る事業で市長が認めるもの。ただし、
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年
法律第 1 2 2 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業に該当する事業
は除く。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、廃工場等の撤去によりその跡地を活用する場
合においては、別表第 1 に定める基準のうち操業開始の日における投下固
定資産の総額のみ適用する。

第 4 条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第 2 号を削り、第
3 号を第 2 号とする。

別表第 2 事業所等設置奨励金の項交付基準及び交付額の欄中「瑞浪市地方
活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例」を「瑞

浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改め、同項交付期間の欄中「瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく不均一課税」を「瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例に基づく課税免除又は不均一課税」に改め、同表事業所等賃借設置奨励金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 市民競技場グラウンド改修工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 1 6 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 瑞浪市薬師町 5 丁目 6 番地
瑞明建設有限公司
代表取締役 大戸 亮介 |

